

教員の定年年齢引き上げ・管理運営体制の改定に伴う改定

統一要求書に掲載していた教員の定年年齢の引き上げ、および教育研究組織の運営体制の改定に伴う教員の管理職手当の改定について、3月4日に開かれた労使協議において法人より説明を受けました。改定内容の骨子は以下の通りです。

I【教員の定年年齢の引き上げに伴う給与等について】

(1) 定年年齢：満63歳とする教員の定年年齢を下表の通り段階的に引き上げる。

生年月日（3月末日年齢）	現行		改定後		備考
	定年年齢	退職時期	定年年齢	退職時期	
S21.4.2～S22.4.1（63歳）	63歳	H22.3	63歳	H22.3	変更なし
S22.4.2～S23.4.1（62歳）		H23.3	64歳	H24.3	1年引き上げ
S23.4.2～S24.4.1（61歳）		H24.3		H25.3	
S24.4.2～S25.4.1（60歳）		H25.3	65歳	H27.3	2年引き上げ
S25.4.2～S26.4.1（59歳）		H26.3		H28.3	

(2) 定年年齢引き上げ後の基本給：定年年齢引き上げ後の基本給については、満63歳に達する年度の昇給をもって停止する。

(3) 定年年齢引き上げ後の退職手当：定年年齢引き上げ後の退職手当については、満63歳に達した日以後における最初の3月31日に退職したものととして算出した額を定年退職時に支給する。

II【教育研究組織の管理運営体制の改定に伴う教員の管理職手当の改定について】

(1) 学系の設置等に伴う管理職手当の改定：

職名区分	現行	改定後	備考
研究科長	120,000	110,000	
副研究科長	90,000	90,000	（当面は置かない）
教育研究推進支援機構長	70,000	75,000	
学系長	—	75,000	学域長を兼ねる者
	—	65,000	部門長を兼ねる者
	—	60,000	
学域長	70,000	65,000	
部門長	65,000	—	
	60,000	55,000	課程長又は専攻長を兼ねる者
	—	28,000	
教育研究センターの長	30,000	28,000	学長が指定する者
創造連携センター長	30,000	28,000	
保健管理センター所長	30,000	28,000	

教員の定年年齢の引き上げは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に則ったもので、多くの国立大学法人と同じ65歳に引き上げる改定です。しかし、運営費交付金や退職手当として国から配分される金額は法人化前の制度をベースに計算されます。したがって、法人化後の制度改定による財源は法人で準備する必要があるため、今回の提示案のように、63歳で昇給が停止され、退職手当の額が決定される内容です。

また、4月から学系が設置され、基盤科学部門と造形科学部門がそれぞれ2部門になり、バイオベースマテリアル学部門が新設されます。したがって、いわゆる管理職手当が支給される人数が多くなるため、大学全体としての手当額を維持した状態で、業務内容に照らし合わせ、手当額を改定するものです。